以下各部の移管を進め、本年度中には理事会(四)、幹事会(八回)、小委員会(二回)開催したことを附記しておく。

二、待遇改善運動

待遇改善を教育は如何なる部方針とするかは常規御に努力しつゝあるが特殊事情にある農村に於ては民官一体のもくテキハキと実行することゝ思ふのである。

(イ)現在南の産大問題は言ふ迄もなく朝鮮工廠移転養成第1題である。而してこの問題については機会ある毎にその促進を図りつゝあるが今次移転決定に於て殊に兵器廠代表士官を加へて要望書を提出したのもくテキ陸軍南の意図の一部なりと思はれることを得た。

象徴的現象兵器廠一名名称一名提出陸軍造兵廠長官

工廠移転要望書に関する答弁書　(答弁書参照)

一、陸軍造兵廠朝鮮工廠ノ一部ノ内地移転決定ハ昭和七年度ノ終ト予定スルモ

ニテ造兵大部ノ移動ハ昭和七年度ノ初ト決定シアリ

二、工廠移転ニ際シ幾何ノ人員カ移転地ニ越ス得ヤハ移転ガ今後四年ノ後ノ事ナレバ今日ハ予測スル得ザレ共ヤハリ移転シ得ザルハ多クトキハ帰郷ト言ヘバ帰郷トナラザル人ハ多クトナラン

加及答弁(昭和三年五月二日)　陸軍大臣　白川義則

2 一昨年第改善に努力し来った陸軍職工規則の改正は逐に陸軍省令を新かし昨年度移管の御定及解産年度の増額の点について五月五日陸(四月一日より実施)左のもくテキ改正された。

改正前　(年令満限又は夏の部分を除く)

一年以上二年未満……十五日分

二年以上三年未満……二十日分

三年以上四年未満……三十五日分

以上一年を増す毎に十五日分を増す

十年以上十一年未満……百四十五日分

以上一年を増す毎に二十日分を増す

二十年以上二十一年未満……三百五十日分

以上一年を増す毎に二十五日分を増す

二十五年以上二十六年未満……四百八十日分

以上一年を増す毎に三十日分を増す

自己都合者(従来一定の手続なし)には以上表による勤続年数の三分の一を支給す。但し男五年女三年以上の勤続者に限る。

右昭和節日給令規定改正